

平成30年度ふれあい・いきいきサロン活性化事業助成金 事業概要

1. 目的

身近な生活圏を拠点とする仲間づくりやふれあいの場づくり、支え合いのネットワークづくりの推進を支援するため、予算の範囲内において助成金を交付する。

2. 実施主体

社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会

3. 助成対象事業

①ふれあい・いきいきサロン事業新規設置事業

未実施地区（活動休止後、5年経過している地区を含む。）に対し、立ち上げに必要な費用の一部を助成する。

②ご近所福祉ネットワーク活動推進事業

小地域における見守りや声かけなど、住民主体による支え合い活動の推進に必要な費用の一部を助成する。

4. 助成対象団体

次の要件をすべて満たす自治会等の住民団体とする。（地区社協を除く。）

①赤磐市内に所在し、主な活動範囲が赤磐市内であること。

②事業実施に必要な体制が整っており、区長・町内会長が適当と認める団体であること。

③営利、宗教及び政治を目的としないこと。

④助成が終了した後も、継続的な事業実施が見込めること。

5. 助成額等

①助成限度額 ふれあい・いきいきサロン事業新規設置事業 30,000円

ご近所福祉ネットワーク活動推進事業 50,000円

②助成期間 当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、本助成金は平成31年度分をもって終了とする。

③助成制限 ご近所福祉ネットワーク活動推進事業は、同一団体による同一事業に対する助成について、通算して3年を限度とする。

6. 対象期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日（平成30年度分）

7. 提出書類

助成金交付申請書（様式第1号）

（添付書類）事業計画書、予算書、団体概要が分かる書類等

8. 提出期限

平成30年5月18日（金）

9. 助成決定

助成金の交付申請があったときは、助成金の交付の可否や助成額について会長決裁により決定し、助成金を交付する。

平成30年度ふれあい・いきいきサロン活性化事業
スケジュール

日 程	内 容	備 考	
平成 30 年	1月下旬	募集案内（区長・町内会長）	
	2月～3月	募集案内（民生委員児童委員、福祉推進員）	
		募集案内（ホームページ） *広報誌掲載は4月号	
	—	（申請団体） 助成金交付申請書（様式第1号）の提出 [添付書類] ①事業計画書、②予算書、③団体概要が 分かる書類等	
	5月18日（金）	申請締切	
	6月	申請事業の審査	
	6月中旬頃	交付決定通知書（様式第2号）の送付	
		（ご近所福祉ネットワーク活動推進事業交付決定団体） 第1回ご近所福祉ネットワーク活動情報交換会への参加	
	—	（交付決定団体） 助成金交付請求書（様式第3号）の提出	
	請求書受領後	助成金の交付	
12月	（ふれあい・いきいきサロン事業新規設置事業交付決定団体） ふれあい・いきいきサロン交流会への参加		
平成 31 年	1月頃	（ご近所福祉ネットワーク活動推進事業交付決定団体） 第2回ご近所福祉ネットワーク活動情報交換会への参加	
	事業完了後 （4月末まで）	（交付決定団体） 事業実施報告書（様式第4号）の提出 [添付書類] ①事業報告書、②決算（見込み）書等	

ふれあい・いきいきサロン活性化事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会は、身近な生活圏を拠点とする仲間づくりやふれあいの場づくり、支え合いのネットワークづくりの推進を支援するため、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、他の補助金や助成金の交付対象となっている事業については対象としない。

(1) ふれあい・いきいきサロン事業新規設置事業

ふれあい・いきいきサロン事業の未実施地区（活動休止後、5年経過している地区を含む。）に対し、立ち上げに必要な費用の一部を助成する。

(2) ご近所福祉ネットワーク活動推進事業

小地域における見守りや声かけなど、住民主体による支え合い活動の推進に必要な費用の一部を助成する。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて満たす自治会等の住民団体（以下「団体」という。）とする。なお、地区社会福祉推進協議会については対象としない。

(1) 赤磐市内に所在し、主な活動範囲が赤磐市内であること。

(2) 事業実施に必要な体制が整っており、区長又は町内会長が適当と認める団体であること。

(3) 営利、宗教及び政治を目的としていないこと。

(4) 助成が終了した後も、継続的な事業実施が見込めること。

(助 成 額)

第4条 助成金の限度額は、次のとおりとする。なお、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) ふれあい・いきいきサロン事業新規設置事業 30,000円

(2) ご近所福祉ネットワーク活動推進事業 50,000円

(助 成 期 間)

第5条 助成期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、

本助成金は、平成31年度分をもって終了とする。

- 2 前条第1項第1号に規定する事業は、1自治会あたり1回とする。
- 3 前条第1項第2号に規定する事業は、同一団体による同一事業に対する助成について、通算して3年を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書(様式第1号)により赤磐市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に申請するものとする。

(助成金の交付決定等)

- 第7条 会長は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否や助成額を決定するものとする。
- 2 会長は、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。
 - 3 助成金交付決定を受けた団体は、助成金交付請求書(様式第3号)を速やかに会長に提出するものとする。

(事業実施報告)

第8条 助成金交付決定を受けた団体は、年度終了後、翌年度4月末までに事業実施報告書(様式第4号)を会長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
2. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

ふれあい・いきいきサロン活性化事業 助成金交付申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会会長 様

申請者 団体名
代表者名 印
住 所
連絡先 () -

平成 年度ふれあい・いきいきサロン活性化事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請事業区分	<input type="checkbox"/> ふれあい・いきいきサロン事業新規設置事業 <input type="checkbox"/> ご近所福祉ネットワーク活動推進事業
事業名	
助成金交付申請額	円（事業費総額 円）
事業実施時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事業概要	*事業の目的や内容、助成の必要性など具体的に記入のこと。

(添付書類)

- ①事業計画書
- ②予算書
- ③団体概要が分かる書類
- ④その他 ()